

油吸着材（マット状のもの）の型式承認試験基準

1. 適用範囲

この基準は、油吸着材料をマット上に成形した油吸着材の本体についてのみ適用し、油吸着材の包装等には適用しない。

2. 試験の方法及び判定基準

(1) 油吸着材の試験方法及び判定基準は、次表に定めるところによる。

(2) 試験は、原則としてはじめに環境試験を行い、その後性能試験を行うものとする。

環境試験					
試験方法			判定基準		備考
1		環境試験	1		試験片は油吸着材単体を原則とする。
	1	(1)低温(-20)、湿度なりゆき(2)高温(+66)、湿度90%で各72時間保持する。		1	
性能試験					
試験方法			判定基準		備考
1		吸着量の試験	1		<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験片は単体又は単体の切片とする。 ・ 各試験は3枚の試験片を用いて個別に行い、それぞれの試験片が判定基準に適合するこ
	1	<p>10cm×10cmの試験片を摂氏20度のB重油の油面に浮かべ、5分間静置した後これを直径1mmの針金をふるいの目の長さが17mmのメッシュ状に編んだ金網(以下「金網」という。)の上に5分間放置した後、その重量を測定する。</p> <p>試験片の重さ1g当り及び容積1cm³当りの吸着量を算定する。</p>		1	

					と。	
2	1	<p>吸水量の試験</p> <p>10cm×10cmの試験片を摂氏20度の清水面に浮かべ5分間静置した後、これを金網の上に5分間放置し、その重量を測定する。試験片の重さ当り及び容積1cm³当りの吸水量を測定する。</p>	2	1	<p>吸水量は、当該油吸着材1gにつき1.5g以下であり、かつ、1cm³につき0.1g以下であること。</p>	同上
3	1	<p>振動試験」</p> <p>破損試験</p> <p>5cm×5cmの試験片を清水300mlの入った試薬びん（JIS R 3503による容量1l広口共栓びん。以下「試薬びん」という。）に入れ、毎分120往復、振幅4cmで24時間水平振動を与える。</p>	3	1	<p>イ 碎片化する。</p> <p>ロ 複数に分離する。</p> <p>ハ ダンゴ状になる。</p> <p>ニ 試験片を引き上げた後に素材が多量に残る。等の欠損がないこと。</p>	同上
	2	<p>沈降試験</p> <p>5cm×5cmの試験片を清水300mlの入った試薬びんに入れ毎分120往復、振幅4cmで24時間水平振動を与える。</p>		2	<p>試験片の一部が水面上にあること。</p>	
4	1	<p>耐油性の試験</p> <p>5cm×5cmの試験片をA重油180ml、ガソリン120mlの混合油の入った試薬びんに入れ72時間放置する。</p>	4	1	<p>原型が著しく収縮、膨脹溶融する等の溶解、脆化がないこと。</p>	同上
5		<p>重量の試験</p>	5			同上

	1	10cm × 10cm の試験片を摂氏 20 度の重油に 5 分間浸漬し、金網の上に 5 分間放置した後、その重量を測定し、単体の吸油後の全重量を算出する。		1	油吸着材の算出された単体重量は、0.5kg 以上 3kg 未満であること。	
6	1	強度の試験 油吸着材の単体の任意の一端から、10cm の位置に直径 8mm のフックをかけてつるし、その鉛直方向の一点に重量試験により算出された最大単体重量の 2.5 倍の荷重をかける。	6	1	3 分後に破断がないこと。	同上
7	1	焼却試験 原油及び石油製品硫黄分試験方法(JIS K 2541)に図辞されている電気炉に燃焼管(透明石英ガラス外径 27～30mm × 長さ 900mm)を設置し、その一端より酸素(JIS K 1101 に定める)を毎分 3 l 送り、他端の吸収液(NaOH 2 W/V%) 150ml を入れたガス採取袋(10l 用)で燃焼ガスを採取する。 この時の燃焼管温度は摂氏 800 度とし油吸着材 0.2 g を燃焼ポート(JIS R 1306、幅約 12mm × 高さ約 10mm × 長さ約 80mm) により速やかに挿入して燃焼させる。燃焼ガス採取後、同袋を燃焼管より取り外し、十分振とうを行い、袋内のガスを吸収液に吸収させ、ピリジン・ピラゾロン法(JIS K 0190 排ガス中のシアン化水素分析方法)によりシアン	7	1	燃焼し、定量したシアン化水素が 1g 当り 0.8ml 以下であること。	同上

	化水素を定量する。			
--	-----------	--	--	--

- (注)(1) この試験に使用する A 重油は、当該油が摂氏 15 度の状態で比重 0.86 ~ 0.88、動粘度 2.5 ~ 5.0 センチストークス(cst)(摂氏 50 度)を標準とする。
- (2) この試験に使用する B 重油は、当該油が摂氏 15 度の状態で比重 0.90 ~ 0.91、動粘度 15 ~ 30 センチストークス (cst) (摂氏 50 度)を標準とする。
- (3) この試験に使用するガソリンは、自動車用無鉛ガソリン(JIS K 2202 に定める)とする。
- (4) 容積の計算における試験片の厚さは、1cm² 当り 7g の荷重のもとで測定する。